高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等

（施行規則第４６条、第４６条の３）

平成十四年九月十九日
総務省告示第五百四十四号
最終改正　平成二十五年九月九日総務省告示第三百四十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する。

第１　申請書の様式

搬送式インターホン（注１）の型式についての指定（注２）の申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

申請者　郵便番号

長　住　　所　〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

（ふりがな）　〔法人にあっては、商号又は名称。記名押印又は署名〕

氏　　名

辺　（ふりがな）　〔法人の場合に限る。記名押印又は署名〕

代表者氏名

搬送式インターホン（注１）の型式についての指定（注２）を受けたいので、電波法施行規則第 46 条（注２）の規定により別紙の書類を添えて申請します。

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械又は無電極放電ランプの場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」又は「無電極放電ランプ」のうち該当するものを記載すること。

注２　施行規則第 46 条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けよう

とする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と、「第 46 条」の文字に代えて「第 46 条の３」と記載すること。

第２　添付書類の様式

１　搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置及び特別搬送式デジタル伝送装置の場合

（１）　１枚目

長

辺

設　計　書		整　理　番　号	
		指　定　番　号	
1　型 式 名		2　製造業者名	
3　通信路数		4　伝送の型式	
5　搬送波の変調方式		6　搬送波出力又は 10kHz幅の搬送波出力	
7　搬送波の周波数又は拡散範囲		8　最大送信時間	
9　設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度			
(1)　搬送波出力との比			
(2)　出力端子に誘起する高周波電圧	ア　450kHzを超え 5MHz以下の周波数	イ　5MHzを超え 30MHz以下の周波数	
10　漏えい電界強度	(1)　10kHzから 450kHzまでの周波数	(2)　526.5kHzから 1,606.5kHzまでの周波数	(3)　その他の周波数
11　高周波電流の送信に関する機能	(1)　送信時確認時間	(2)自動再送信回数	
12　添付図面等	(1)　外観を示す図及び写真 (3)　取扱説明書		(2)　接続図
13　参考事項			

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

（２）　２枚目

長辺

試　験　成　績　表			14　製造番号	
			15　製造年月日	
16　搬送波出力又は10kHz幅の搬送波出力		(1)　定格値	(2)　測　定　値	21　測定条件等
17　搬送波の周波数又は拡散範囲		(1)　設計値	(2)　測　定　値	
18　最大送信時間		測　定　値		
19スプリアス発射の強度	(1)　搬送波出力との比	測　定　値		
			（　　）	
	(2)　出力端子に誘起する高周波電圧	測　定　値		
		ア　450kHzを超え5MHz以下の周波数	（　　）	
		イ　5MHzを超え30MHz以下の周波数	（　　）	
20　漏えい電界強度		測　定　値		
		(1)　10kHzから450kHzまでの周波数	（　　）	
		(2)　526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	（　　）	
		(3)　その他の周波数	（　　）	

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第４６条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　各欄の記載は、次のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
ア　搬送式インターホン	１、２、３、４、６（注１）、７（注２）、９の（１）、１０の（１）から（３）まで、１２、１３、１４、１５、１６の（１）及び（２）（注１）、１７の（１）及び（２）（注２）、１９の（１）、２０の（１）から（３）まで、２１	注１　搬送波出力について記載すること。 注２　搬送波の周波数について記載すること。 注３　搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式の場合は１０ｋＨｚ幅の搬送波出力について記載し、それ以外の変調方式の場合は搬送波出力について記載すること。 注４　搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式の場合は拡散範囲について記載し、それ以外の変調方式の場合は搬送波の周波数について記載すること。 注５　搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調の場合は（１）の欄に記載し、それ以外の変調方式の場合は（２）の欄に記載すること。
イ　一般搬送式デジタル伝送装置	１、２、５、６（注３）、７（注４）、９の（１）又は（２）（注５）、１０の（１）から（３）まで、１２、１３、１４、１５、１６の（１）及び（２）（注３）、１７の（１）及び（２）（注４）、１９の（１）又は（２）（注５）、２０の（１）から（３）まで、２１	
ウ　特別搬送式デジタル伝送装置	１、２、５、６（注３）、７（注４）８、９の（１）又は（２）（注５）、１０の（１）から（３）まで、１１の（１）及び（２）、１２、１３、１４、１５、１６の（１）及び（２）（注３）、１７の（１）及び（２）（注４）、１８、１９の（１）又は（２）（注５）、２０の（１）から（３）まで、２１	

(2)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(3)　７の欄に搬送波の拡散範囲の設計値を記載する場合は、「(何)ｋＨｚから（何）ｋＨｚまで」のように記載すること。

(4)　８の欄は、１回に送信する信号の最大送信時間の設計値をミリ秒で記載すること。

(5)　９の（１）の欄は、設備の出力端子における搬送波出力とスプリアス発射の強度との比の設計値をデシベルで記載すること。

(6)　９の（２）の欄は、設備の出力端子における高周波電圧の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

(7)　１０の（１）から（３）までの欄は、設備から３０メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

(8)　１１の（１）の欄は、高周波電流を送信する場合（自動再送信及び応答信号号の送信を行う場合を除く。）において、他の設備から高周波電流が送信されてしないことを確認するための送信待ち時間をミリ秒で記載すること。

(9)　１１の（２）の欄は、応答信号がない相手に対して、繰り返し自動的に信号を送信する回数を記載すること。なお、これを行わない場合は「０回」と記載すること。

(10)　添付図面の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る設備の正面及び側面並びに各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る設備の正面及び側面を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

(11)　１３の欄は、スプリアス発射の抑圧、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(12)　１４の欄及び１５の欄は、試験に供した設備について記載すること。

(13)　１６の（２）の欄は、搬送波出力の測定結果又は電力分布の最大点における１０ｋＨｚ幅の搬送波出力の測定結果を、ミリワットで記載すること。

　測定に当たっては、設備の出力端子（高周波電流を電力線に通じないで出力する端子をいう。以下同じ。）に１０オームの純抵抗負荷を接続し、高周波電流を連続的に送信させて測定するものとする。ただし、連続的に送信させることにより、回路の

破壊、高周波電流の波形の歪みが生じるおそれがある場合は、短時間の高周波電流を１０回以上送信させ、これらを重ねて記録する機能を有する測定器により測定すること。（以下、１７の欄、１９の欄及び２０の欄の測定条件について同じ。）

(14)　１７の（２）の欄は、搬送波の周波数の測定結果又は電力分布の最大点から２０デシベル低下した周波数幅の測定結果を記載すること。

(15)　１８の欄は、最も長い信号を送信した場合における送信時間の測定結果をミリ秒で記載すること。

(16)　１９の（１）の欄は、スプリアス発射の最大強度を測定し、その最大強度と搬送波出力との比をデシベルで記載すること。

　なお、当該欄のかっこ内には、最大強度を示すスプリアス発射の周波数を記載すること。

(17)　１９の（２）の欄は、施行規則第４６条の２第１項第３号（３）（二）の規定により総務大臣が別に告示（＊）する測定器を用いて測定した設備の出力端子に誘起する高周波電圧の最大値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

　なお、当該欄のかっこ内には、最大強度を示すスプリアス発射の周波数を記載すること。

(18)　２０の（１）から（３）までの欄は、設備から３０メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。この場合において、３０メートルの距離における測定が困難なときは、３０メートル以内の任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とする。

$$E1 = \left(\frac{D}{30}\right)^2 \times E2$$

Ｅ１：30 メートルの距離に換算した値［μＶ／ｍ］

Ｅ２：任意の距離における測定値［μＶ／ｍ］

Ｄ　：測定したときの距離［ｍ］

　なお、当該各欄のかっこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

(19)　２１の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度)、使用測定器名、測　定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(20)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第４６条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄は、記載しないこと。

(2)　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3)　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。

なお、１２の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4)　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

注３　試験成績書は、搬送波の周波数又は拡散範囲ごとに作成すること。ただし、搬送波を同時に複数使用する設備にあっては、搬送波を同時に発信させた状態で作成すること。

２　広帯域電力線搬送通信設備の場合

設　　計　　書		整　理　番　号	
		指　定　番　号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　設備の区分	□　屋内広帯域電力線搬送通信設備　　□　それ以外		
4　搬送波の周波数又は拡散範囲			
5　電力線への伝導妨害波の電流			
6　電力線への伝導妨害波の電圧			
7　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
8　放射妨害波の電界強度			
9　添付図面等	(1)　外観を示す図及び写真　　(2)　接続図 (3)　取扱説明書		
10　参考事項			

長

辺

試　験　成　績　表		11　製造番号	
		12　製造年月日	
13　搬送波の周波数又は拡散範囲			
14　電力線への伝導妨害波の電流			
15　電力線への伝導妨害波の電圧			
16　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
17　放射妨害波の電界強度			
18　測定条件等			

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　４の欄は、搬送波の周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、拡散範囲）の設計値を「４MHz

から 28MHzまで」のように記載すること。

(3)　５から８までの欄の記載は、次のとおりとする。

ア　５の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

イ　６の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

ウ　７の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

エ　８の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　アからエまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第 46 条の２第１項第４号の(2)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

(4)　添付図面等の記載は、次のとおりとする。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

オ　取扱説明書は、製品に付属されるものと同一又は同様の記載のものとし、電力線及び通信線に関する事項（付属の有無、規格、長さ、分岐の有無等）が記載されたものであること。

(5)　10 の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮した事項その他参考となる事項を記載すること。

(6)　11 及び 12 の欄は、試験に供した装置について記載すること。

(7)　13 から 17 までの欄は、(2)及び(3)に準じて、測定値を記載す

ること。

(8)　18 の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(9)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第 46 条の３第１項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄は、記載しないこと。

(2)　指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3)　設計書は、１及び２の欄並びに変更となる欄について、注１に準じて記載すること。なお、９の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを〇で囲むこと。

(4)　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

3　誘導式読み書き通信設備の場合

（1）　1枚目

設　　計　　書		整　理　番　号		
		指　定　番　号		
1　型式名		2　製造業者名		
3　搬送波の周波数		4　高調波及び低調波による高周波出力		
5　漏えい電界強度	(1) 13.553MHz以上 13.567MHz以下 の周波数	(2) 13.41MHz以上 13.553MHz未満 又は13.567MHz を超え 13.71MHz以下の 周波数	(3) 13.11MHz以上 13.41MHz未満 又は13.71MHz を超え 14.01MHz以下 の周波数	(4) その他の 周波数
6　電波の強度に対する安全施設の状況				
7　添付図面等	(1)　外観を示す図及び写真　　(2)　接続図 (3)　取扱説明書			
8　参考事項				

長辺

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

（２）　２枚目

試　験　成　績　表		9　製造番号	
		10　製造年月日	
11　搬送波の周波数	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	14　測定条件等
12　高調波及び低調波による高周波出力	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	
		（　　）	
13　漏えい電界強度	測　　定　　値		
	(1)　13.553MHz以上13.567MHz以下の周波数	（　　）	
	(2)　13.41MHz以上13.553MHz未満又は13.567MHzを超え13.71MHz以下の周波数	（　　）	
	(3)　13.11MHz以上13.41MHz未満又は13.71MHzを超え14.01MHz以下の周波数	（　　）	
	(4)　その他の周波数	（　　）	

長辺

短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　４の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の設計値をマイクロワットで記載すること。

(3)　５の(1)から(4)までの欄は、設備から 10 メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

(4)　６の欄は、施行規則第 46 条の２第１項第１号の(5)に定める電波の強度を超えないよう措置した内容を記載すること。

(5)　添付図面の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る設備の正面、側面及び平面並びに各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る設備の正面、側面及び平面を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

(6)　８の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(7)　９及び 10 の欄は、試験に供した設備について記載すること。

(8)　11 の(2)の欄は、搬送波の周波数の測定結果を記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、疑似雑音系列による標準符号化試験信号（以下「標準符号化試験信号」という。）で変調し、搬送波を送出して測定すること。また、搬送波の瞬断がある場合には、スペクトル分析器で搬送波の位置を確認し、それを較正された周波数軸で読み、測定値とすること。

(9)　12 の(2)の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の測定値をマイクロワットで記載すること。また、当該欄の括弧内には、最大の高周波出力を示す高調波及び低調波の周波数を記載すること。

なお、測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。

(10)　13 の(1)から(4)までの欄は、設備から 10 メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当

該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

なお、測定に当たっては、測定用受信機の通過帯域幅を 10kHz とし、搬送波を標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。この場合において、10 メートルの距離における測定が困難なときは、10 メートルを超える任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とすること。

$$E1 = \left(\frac{D}{10}\right) \times E2$$

E１：10 メートルの距離に換算した値［μV／m］

E２：任意の距離における測定値［μV／m］

D　：測定したときの距離［m］

(11)　14 の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(12)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第 46 条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄は、記載しないこと。

(2)　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3)　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄については注１に準じて記載し、７の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4)　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

４　超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合

（１）　１枚目

長辺

設　計　書		整　理　番　号	
		指　定　番　号	
１　型　式　名		２　製造業者名	
３　発振の方式		４　利用周波数	
５　周波数変動幅		６　高周波出力	
７　漏えい電界強度	(1)　利用周波数	(2)　526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(3)　その他の周波数
８　振動子の種類及び型名			
９　添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真　(2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図　(4) 取扱説明書		
10　参考事項			

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

（２）　２枚目

長辺

試　験　成　績　表		11　製造番号	
		12　製造年月日	
13　利用周波数	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	17　測定条件等
14　周波数変動幅	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	
15　高周波出力	(1)　定　格　値	(2)　測　定　値	
16　漏えい電界強度	測　定　値		
	(1)　利用周波数	(　　)	
	(2)　526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(　　)	
	(3)　その他の周波数	(　　)	

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第４６条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
(2)　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
(3)　３の欄の記載は、次によること。
ア　「自励発振」、「自励発信（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること
（以下４の欄から７の欄までの記載において同じ。）。
(4)　４の欄は、利用周波数が切換え可能なものにあっては「（何）ｋＨｚ及び（何）ｋＨｚに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）ｋＨｚから（何）ｋＨｚまで連続可変」のように記載すること。
(5)　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）ｋＨｚから（何）ｋＨｚまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
(6)　６の欄の記載は、次によること。
ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
(7)　７の（１）から（３）までの欄は、高周波発生装置から３０メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
(8)　８の欄は、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーについてのみ記載し、振動子の種類を「電歪（わい）型」、「磁歪（わい）型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なる場合は、代表的な振動子の型名とする。）を記載すること。
(9)　添付図面等の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ　接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。

(10)　１０の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(11)　１１の欄及び１２の欄は、試験に供した装置について記載すること。

(12)　１３の（２）の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、次に規定する時間（以下「規定時間」という。）経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。

　この場合において、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの場合は、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること。（以下１４の欄から１６の欄までの測定条件について同じ。）

ア　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー　　５分

イ　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械　　１５分

(13)　１４の（２）の欄は、電源を投入してから規定時間経過後までの間における１３の（１）の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）ｋＨｚから（何）ｋＨｚまで」のように記載すること。

(14)　１５の（２）の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(15)　１６の（１）から（３）までの欄の記載は、次によること。

ア　装置から３０メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

　この場合において、３０メートルの距離における測定が困難なときは、１０メートルの距離で測定し、その値に次の表の係

数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測　定　周　波　数	係　　数
526.5kHz未満	１／27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	１／10
1,606.5kHz超	１／６

なお、当該各欄のかっこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(16)　１７の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(17)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第４６条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄は、記載しないこと。

(2)　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3)　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。

なお、９欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを〇で囲むこと。

(4)　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

5　無電極放電ランプの場合

（1）　1枚目

長

設　　計　　書		整　理　番　号	
		指　定　番　号	
1　型　式　名		2　製造業者名	
3　発振の方式		4　利用周波数	
5　周波数変動幅		6　高周波出力	
7　漏えい電界強度	(1)　526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数		(2)　その他の周波数
8　妨害波電圧	(1)　電源端子	(2)　負荷端子	(3)　制御端子
	(　　)	(　　)	(　　)
9　放射妨害波		10　妨害波電力	(　　)
11　添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真　(2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図　(4) 取扱説明書		
12　参考事項			

辺

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

（２）　２枚目

試　験　成　績　表		13　製造番号	
		14　製造年月日	
15　利用周波数	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	22　測定条件等
16　周波数変動幅	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	
17　高周波出力	(1)　定　格　値	(2)　測　定　値	
18　漏えい電界強度	測　定　値		
	(1)　526.5kHz から 1,606.5kHz までの周波数	(2)　その他の周波数	
	(　　)	(　　)	
19　妨害波電圧	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	
電源端子	(　　)	(　　)	
負荷端子	(　　)	(　　)	
制御端子	(　　)	(　　)	
20　放射妨害波	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	
21　妨害波電力	(1)　設　計　値	(2)　測　定　値	
	(　　)	(　　)	

長辺　　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。

(3)　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記

載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下４の欄から 10 の欄までの記載において同じ。）。

(4)　４の欄は、利用周波数が切換可能なものは、「(何) kHz及び (何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、「(何) kHzから (何) kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5)　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから (何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6)　６の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7)　７の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲のものに限り、高周波発生装置から 30 メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

(8)　８の(1)から(3)までの欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、電源端子、負荷端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、当該各欄のかっこ内には、妨害波電圧の平均値の設計値を記載すること。

(9)　９の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。

(10)　10 の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、妨害波電力の準尖頭値の設計値を記載し、当該欄のかっこ内には、妨害波電力の平均値の設計値を記載す

ること。

(11)　添付図面等の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ　接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。

(12)　12 の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(13)　13 の欄及び 14 の欄は、試験に供した装置について記載すること。

(14)　15 の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、30 分（13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15 分とする。）経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。

(15)　16 の(2)の欄は、電源を投入してから、30 分（13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15 分とする。）経過後までの間における 15 の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

(16)　17 の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(17)　18 の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲のものに限り記載することとし、その記載は、次によること。

ア　装置から 30 メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30 メートルの距離における測定が困難なときは、10 メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測　定　周　波　数	係　　数
526.5kHz未満	１／27
526.5kHz以上 1,606.5kHz以下	１／10
1,606.5kHz超	１／６

なお、当該欄のかっこ内には、漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上であり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(18)　19 の(2)の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、利用周波数の設計値に対応した電源端子、負荷端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、当該各欄のかっこ内には、それぞれの妨害波電圧の平均値の測定値を記載すること。

(19)　20 の(2)の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、利用周波数の設計値に対応した放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。

(20)　21 の(2)の欄は、利用周波数が 13.553MHzから 13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、利用周波数の設計値に対応した妨害波電力の準尖頭値の測定値を記載し、当該欄のかっこ内には、妨害波電力の平均値の測定値を記載すること。

(21)　22 の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(22)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第 46 条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄は、記載しないこと。

(2)　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3)　設計書は、１の欄及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。

なお、11 の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で

囲むこと。

(4)　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に申請している改正前の平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の第１及び第２の規定による高周波利用設備の型式指定の様式については、改正後の平成十四年総務省告示第五百四十四号第１及び第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考１

○　平成 25 年 9 月 9 日総務省告示第 345 号（一部改正）

第 2 の 3 誘導式読み書き通信設備の場合(2)　2 枚目の様式中「14 測定条件等」の下の線については、総務省の担当部署に確認の上、削除している。

○　平成 18 年 10 月 4 日総務省告示第 519 号（一部改正）

○　平成 18 年 5 月 29 日総務省告示第 316 号（一部改正）

○　平成 14 年 9 月 19 日総務省告示第 544 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を次のように定める。

なお、昭和四十八年郵政省告示第八百四十二号（搬送式インターホンの型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件)、昭和五十八年郵政省告示第四百十六号（電波法施行規則の規定により超音波洗浄機等の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件)、昭和六十二年郵政省告示第百三十号（一般搬送式デジタル伝送装置等の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件)、平成十一年郵政省告示第五百四十四号（電波法施行規則の規定に基づき、無電極放電ランプの型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）及び平成十二年郵政省告示第六百八十五号（電波法施行規則の規定に基づき、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）は廃止する。

（以下省略）

参考２

○　最終改正が平成 25 年 9 月 9 日総務省告示第 345 号の告示において、第２の注１(17)中、施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 3 号（3）（二）の規定により総務大臣が別に告示（＊）する告示とは昭和 62 年 3 月 9 日郵政省告示第 131 号である。